

第 8 回守口市子ども・子育て会議議事録	
開催日時	平成 26 年 10 月 22 日（水）午後 1 時 00 分から
開催場所	守口市役所 第 2 委員会室
議 題	（１）開会 （２）議題 守口市子ども・子育て支援事業計画（素案）に関する修正案について ・目次 計画書の見方について ・第 1 ～ 3 章修正案について ・第 4 章修正案について（基本理念スローガンの決定含む） ・第 5 章修正案について ・第 6 章修正案について ・第 7 章修正案について ・資料編案について （３）その他 事務連絡 （４）閉会
出席者	委員 12 名

（１）開会

（２）議題

【議題：目次 計画書の見方について】

○目次について

（議長） 目次はこれでよいか。通常の形式の目次となっている。本文を読んでもらうと、第 1 章第 1 の「計画策定の背景と趣旨」とあるが、その下に、もう一つ小項目がある。そこまでは載せていない。どこまでを目次としてあげるかという問題があるがこの形式でよいか。

○計画書の見方（全体の構成）について

（議長） 計画の見方は、全体の構成を一目で分かるようにしたもので、それぞれの章がどういう関連性があるかを見るためのページである。提案された第 1 案と第 2 案のどちらを採用するか。できれば、一括で見えるよう、1 枚か見開きがよいと思う。1 案と 2 案があるが、個人的な意見を言わせてもらえば 1 案は無理だと思う。2 案がよいと思うが、2 案はこの角張った感じでは冷たい感じがするので、できれば風船のような丸とかの形で、柔らかい雰囲気にしてもらえればと思う。ほかに何か案はないか。

- (委員) 概要、現状の課題、方向性、推進体制と、ぱっと見て分かりやすく、よくまとまっていると思う。雰囲気はやや冷たいということについては、角を丸くしてはどうか。この見出しはすごくよいと思うので、この見出しを生かしつつ、丸い雰囲気にするなどしてはどうか。それと計画書は単色刷りか。
- (事務局) 本文は1色、単色刷りである。
- (委員) この形で柔らかくしたらだいぶ違うのではないかと思う。今の案では、文章すべてを四角で囲っていてかたいイメージになっていると思う。囲い方やレイアウトに工夫したらいいと思う。文章すべてを囲うと、かえって分かりにくいのではないか。
- (議長) 基本的に2案でいくという形で、あとはレイアウトなどを工夫してもらうということではいいか。
- (事務局) 2案をもとに、もう少し柔らかい感じということでレイアウト等を検討する。
- (委員) 私も2案の方がよいと思う。あと、矢印の上の文字が「現状・課題を踏まえ…」となっている。「…」を具体的に示した方がよいと思う。「…」だと意味不明になってしまう。現状、課題を踏まえた方策や全体を網羅するような言葉があった方がよい。
- (議長) その辺も踏まえ、よろしくお願いします。

【議題：第1～3章修正案について】

○第1章、新制度におけるサービスの全体像 印の表記について

- (議長) 1章はこれでいいか。先ほど、説明にあったように、4ページ、5ページあたりを修正し、できるだけ視覚的に分かりやすい形にしてもらえればと思う。
- (委員) 4ページ、5ページのところだが、「守口市で対象となる区分」とはどういうことか。「守口市で対象となっている」が正しいのではないか。それから「今後」という表現があるが、「今後」はこの冊子が出てからの話なのか、それとももう少し後で、何年か後なのか。市民の目から見ると分かりにくい。
- (事務局) この表については、新制度に移行するにあたって、新制度で実施を予定している部分に丸をつけているということで、これから対象となるということで「守口市で対象となる区分」としている。制度が始まったら当然、黒丸などは守口市が対象にする事業だということである。
- 「今後」という表現についてだが、例えばショートステイ事業については、量の見込みと確保方策という項目が、今回の新しい第6章という部分に載っている。26年度までは、現在はこの事業は実施していないのが、27年度に検討期間を置き、28年度からしていこうということである。そういった事業の実施時期については第6章で記述をしている。
- (議長) わざわざ6章まで見ないと思うので、ここに「28年度以降を予定している」という文言をいれてはどうか。
- (事務局) ここの事業については、第6章で詳細な説明をいれている。このページで事業

1 個、1 個について書き始めると、煩瑣になると思う。そういった点からも、地域子ども・子育て支援事業については、各事業計画の中でみてもらう方が、統一感はあると考えている。

(委員) 5 ページの表の⑩病児保育事業のところについて、前回の会議資料では黒い星印が付いていたが、今回は抜けている。前回会議で抜くという話になっていたのか。

(事務局) 病児保育について前回会議資料で黒い星印を入れていたのは、小学生を対象とはしているものの、親の疾病等の事情で子どもを保育できない場合など、小学生の中でも利用対象が限定されるという意味で星印を付けていた。しかし、もともと小学生の5～11 歳までの子どもも対象になると考えれば、星印を外してよいと考えた。守口市で対象になるところは就学前ということで、その違いが分かればよいと考えこのようにしている。

○病児・病後児保育について

(委員) 2 号と3 号認定の子どもについてだが、1 号認定の子どもも対象に入れてもらえないか。1 号認定であっても、親も用事があつたり、家から出掛けていて、すぐに対応できない場合もあるので、1 号の子どもも病児保育事業の対象にしてもらいたい。

(事務局) 市の方でどういう形でやるかは別として、病児保育は、児童福祉法の第6 条の3 の13 項に書かれており、それを読むと「この本法律で病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児または、保護者の労働、もしくは疾病その他の事由により、家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっていることについて、保育所や認定こども園、病院、診療所、その他厚生労働省令で定める施設において保育を行う事業をいう」と、このように規定されているので、制度上はこういう記述になると考えている。

(委員) 同じ幼稚園の保育を受けていて「あなたは1 号認定だから、受けられません」とは言いにくい。

(事務局) 話はよく分かるが、今回の制度の趣旨として、児童福祉法に基づく病後児保育・病児保育という形になっている。確かに幼稚園に通う児童については、そのような状況が発生するかもしれない。しかし、本来の趣旨として、母親、父親が家にいる子どもについては、そういうときにこそ、家庭で対応を取ってもらうということも、子ども・子育ての中の重要な位置づけであると考えている。

(委員) 「豊かな成長を支援するまち」に反するのではないか。

(事務局) 1 号認定の子どもは基本的に家庭に親がいる家庭である。2 号認定、3 号認定は、就労で親が子どもをみることができない家庭である。従って、公費を投入した病児保育と考えた場合、対象者に一定の仕分けが必要と考える。

(議長) 法律的で決められているのでそういう形になる。市や個別の事業所、民間の幼稚園がそれに対して対応することはどうなのか。それを「法律があるから駄目

だ」と言うのか、その辺はどういう考え方なのか。

(事務局) あくまでも国の制度を話しているだけで、市がどうこういうことは、この分野に関してはまだ未検討であるが、1号認定は、基本的に保育が必要のない区分として、子どもが病気の場合は子どもを養育している母親、父親、家族がみるのが本来である。1号認定については、親が家にいるという前提で考えないといけないと、現時点では考えている。

(議長) 市としての考え方はそうであっても、この会議としての考え方は別だと思う。こういうふうにまとまった場合に、少数意見として添付する方法もあるし、いろいろなパターンがある。病児・病後児保育に関して、この会議ではどうするかということだが、何か意見はないか。

(委員) 病児保育をすると手を挙げている園が対応していくわけだが、医者とか手当のできる方がいて、そこに登録している子どもが病気になったときに預かっていくということになる。そこに登録してもらい、そこに行くことができればいいが、いろいろな事情があり、なかなか病気の子を連れていけないところがあると思う。保護者の方も、医者とか看護師がそこにいないと預けられないと思う。事業者の立場としても、専門家がいらないのにむやみに預かることは危険であり、検討事項ではないかと思う。すぐに、どうのこうのということではない。たとえ4時間の方であったとしても、長く預かり保育に来ておられる母親もいるのではないかと。母親、子どもの受け皿として、預かるところがあつたらいいのではないかという意味でよいのか。

(委員) 預かり保育というのがあるので。

(委員) 預かり保育だったら「短時間保育を受けなさい」など、そういう制約も出てくるのではないかと思う。1号認定の人は初めから駄目だと言うのか、その辺を一概には言えないが、そういうことも将来的な検討事項として考えていかなければいけないのではないかと思う。

(議長) 将来的に考えていくことが必要であるということ、どこかに入れてしまうという形でどうか。

(委員) はい。

○認定こども園について

(委員) この5年間というのは、新システムで認定こども園になる5年間、移行期間である。しかし、認定こども園に対する具体的な支援が計画書には書かれていない。そこを盛り込んでほしい。そうでないと「支援します」や「豊かな育ち」などの言葉で終わってしまいそうな気がする。その一つとして、病児保育事業もあると思う。守口市は、どうするのか。1号、2号の差というのも微妙なところがあるので。

(議長) おそらく延長保育をしたら、ほとんど変わらなくなってしまうので、事実上なくなってしまうと思う。そこで、どれだけ差を付けていいのか、悪いのかという問題がある。だから、これは、この会議としてどういうふうにするかという

のが非常に大事だと思う。その辺は、また後で、もう1回、別途、議論するから議論する。今後の検討課題であるということによいか。

○用語集の扱いについて

- (委員) 1ページに用語集がぼんと出てくる。※がついている言葉は用語解説があるというような用語集の説明をどこかに入れてほしい。
- (議長) ※を付けてあるのが「用語集になりますよ」とか「用語を、別途、説明しますよ」という部分はないので、ぱっと開いた場合に、いきなり用語に印が付いていると、一体これはなんだと疑問に思う。
- (委員) 例えば、こうやってまとめる場合に、用語につけた※が用語集では○に変わる。よくあるケースをいうと、※に1とか2とか3とか付けて、※1に対する説明を入れるというパターンをつくと思う。そのあたりを工夫してもらった方がよいと思う。
- (事務局) 用語集については、例えば、目次のところにでも「本文中、※をつけたものについては、下の欄に項目を固めて、それが用語集に載っています」という趣旨の説明文を付けさせてもらう。
- (議長) 確認すると、この用語集はあいうえお順に出るのか。それとも、出てきた順番か。1番、2番と番号を付けて出てきた順番に並べるのか。
- (事務局) 用語集については、資料の4－8の51ページに、参考だがイメージを掲げている。章ごとに、例えば1章である程度出るというのがあれば、1章でまとめ、用語集だけを見ても、どこに掲載されているかを右側の欄に掲載する形に整理をしようと考えている。
- (委員) この用語集は膨大な量になってくる可能性がある。ものすごく分量が多い場合にはあいうえお順が見やすい。例えば「合計特殊出生率」で「ご」のところを見たら、それが書かれていると。少ない場合は、ナンバリングした方が分かりやすいのだが。
- (事務局) 次回の会議までに見やすいような形にさせていただく。
- (議長) 初出だけに※を付けるのか。
- (事務局) そうである。

○第1章、新制度におけるサービスの全体像 学年の表記について

- (委員) 「低学年」とあるが、これは、細かく「小学何年生まで」と書かなくても大丈夫なのか。
- (委員) 小学校で低学年といった場合には、低学年・中学年・高学年と分けた場合の低学年、低学年・高学年と分けた場合の低学年と2通りある。そういったこともあるので、注釈があったほうがよい。
- (事務局) 1～3年生が低学年、4～6年生が高学年であることを明記する。

○第1章～3章全体について

(委員) 内容も最後のページのところの現状の取り組みなども踏まえた上で方策が書かれており、これでいいと思う。

○挿絵について

(委員) 13ページの挿絵だけが子育てと関連がないような気がする。

(議長) 挿絵をもう1度チェックしてもらいたい。

○第2章について

(議長) 2章の取り扱いだが、2章に関するデータは資料編という形になっているがこういう形でよいか。

(委員) データを資料編に移したのはよいと思うが、調査結果が資料編にあることがわかるような文言をいれてほしい。ニーズ調査の考察のところで、3行目に「なお、調査結果は資料編」とあるので、その前に「ニーズ調査の結果」というようなタイトルを設けて、そこで「調査結果は資料編にある」という説明があればよいと思う。

(議長) それでよいと思う。その辺もう1度検討してほしい。

○第3章について

(議長) 3章はこれは事業評価ということで、通信簿の部分であるが、これは自己評価、内部評価という位置づけである。

(委員) 事業評価の考察について、前回会議資料では「事業評価で特に遅れている項目は、今後、力を入れていく項目から見る現状のまとめ」であるということが書かれていたと思う。今回の資料では、「事業評価の考察」というタイトルだけがあり、いきなり推進項目1、3、8とあるので、掲載されていない推進項目が飛ばされているような感じになっている。「事業評価で特に遅れている項目は、今後、力を入れていく項目から見る現状のまとめ」という文章を削除したのには、何か意味があるのか。

(事務局) 特にこれを取った特別な意図はなく、分かりやすいようにしただけである。

(委員) あった方がよいと思う。

(事務局) そのように修正する。

(委員) 事業評価で今後力を入れていく項目として、推進項目3で「子どもの立ち直り支援」があげられている。これに力を入れていくということだが、第4章7ページ、「子ども・子育て支援事業計画の体系」では推進項目に「子どもの立ち直り支援」が入っていない。そういったものが他にもあるがどうということか。

(事務局) 第3章での評価対象は次世代計画ということである。次世代計画は基本的には18歳未満をすべて対象にした計画であり、18歳未満を対象として事業を今回の計画にすべて載せられるかどうかを検討し、掲載事業の取捨選択したのは事実である。ただ事業をやめるということではなく、教育委員会を中心に、引き続

き事業は継続していくことになる。事業計画としては取捨選択の結果、取組み事業としていないということである。

(委員) 特に力を入れるということで、ピックアップしているにもかかわらず掲載されていないのは何故なのか疑問に感じた。施策目標6の「地域力の活用による子育て支援」での「子どもの多様な体験活動の機会の充実」というものも、今後力を入れていくとしていたものの、新計画の体系には載っていない。力を入れるというところで取り上げられていなかったものが、新計画の推進項目に挙がっていたりして、その辺りがどういうふうになっているのかと疑問に思う。

(事務局) 第5回子ども・子育て会議では資料3として、次世代の後期行動計画から子ども事業計画にどの項目を移すかということを示している。その中で次世代後期行動計画の策定に合わせて検討という形で整理をしているものについては、今回の体系の中には入っていない。あと指摘があった施策目標6の「地域力の活用による子育て支援」の推進項目4の「子どもの多様な体験活動の機会の充実」という項目だが、一部、そういう活動の部分については載せている部分があったと思う。ただ基本的に社会教育分野とかその辺は割愛したところがある。

(議長) 要は割愛されているものの理由付けがない。

(委員) 今後力を入れると言っているのに、どういう理由でそれを省いたのかということについても全く触れられていない。というか、そこまで遅れていないというものが入っているのかということがちょっとわからない。

(議長) 要するに今までの経緯を全部聞いていたら、次世代の部分を取捨選択したということはわかるかもしれないが、一般の市民からすると、矛盾が生じていると思われるのではないかな。だから何らかの理由付けなりが必要になってくる。私自身が知っている限りでいうと、恐らくこの子どもの立ち直りとか、こういうものは別の法律になる。だから事業計画の範ちゅう外になってしまうということだと思う。その辺が外へ出て、重点項目だけれども守備範囲外のものがある。

(委員) 以前の計画には載っていたのはどういうことなのか。

(議長) 国の方針として、次世代のことはどうしようとして書いてあるが、その中でうちがやらなければならないところはこの部分ですという状態になってしまっているんで、それで法律がここ2～3年、かなりぐちゃぐちゃに変えてしまっている関係上、引きこもりに関しては今、別の法律になってしまっている。

(事務局) 3章は次世代の総括、事業評価ということなので、次世代の中でできている、できていないということを粛々と反省しているという部分が一点ある。その中で、次世代の中で取り組んでいくという整理をしたものについては、その旨をここに記述し、要はどこでサポートしていくのかということが分からなくなってしまうと思うので、それは対策をさせてもらう。

(議長) それから3章の最後にこういうことはこういうふうにして、こういうことはこういうふうにしてと、一応最終的に子ども・子育て会議としては、こういうところをやりますとか、そういう文言を加えないとつじつまが合わなくなってくる。初めて読む人も分かるように、掲載を工夫してほしい。

○第4章 基本理念について

- (議長) 投票結果についてどうするか。まず一つは、投票結果でいくと、「ともに支え合い 子どもの豊かな成長を支援するまち 守口」というのが、点数的には非常に大きな点数を取った。1位ということで見ると3票入ったのが、4番と9番と7番。だから、1位だけで考えると、4番と9番と7番が1位という形になっている。総合得点で「ともに支え合い 子どもの豊かな成長を支援するまち 守口」で決定するかどうか。その次に、この文言に対して修正をどうやってかけていくか。それプラス、基本理念をそれに合わせて、どういうふうに変えていくか。まず、スローガンとして、この「ともに支え合い 子どもの豊かな成長を支援するまち 守口」でよいか。
- (委員) せっかくこうやって投票し、集計結果で点数を出し、ルールに従ってやってきたことなので、得点結果を尊重すべきだと思う。
- (議長) では、これを基本ベースとして、文言修正という形で対応するという事によいか。まず最初に、委員から出ていた『「ともに支え合い」』というのが、主語が不明である、もっともな意見だと思う。どうするか。それと、もう一つ他の委員より、意見が何かあるということを知っているが。
- (委員) 支援というのが、きついのではないかと。ここの下に「人間性を育む質の高い教育・保育」という言葉が出ていますので、支援というよりも育むという「育」にするか「はぐくむ」というひらがなでするか。確かに、支援だが、支援は少し受け取りにくい、市民の目からいけば少しきついのではないかなと思う。
- (議長) 貴重な意見、感謝する。それは、もっともな意見だと思う。「支援する」を「育むまち守口」という形ではどうか。
- (委員) 私は、それでいいと思う。言い方が優しくていい。
- (議長) 優しくていい。支援は上から下に…
- (委員) やっていただくみたいな感じで。
- (議長) 協働というか、みんなで一緒にやろうというときに、上から目線の支援が入ってくるとおかしいので、「支援する」より「育む」にしたいと思う。問題は「ともに支え合い」という文言だが、これに関してどうするか。方法としては、考えられるのは2通りある。一つはこの文言はそのまま残して、基本理念のところでそれをきちんと説明する。そういうパターンを取るか、抜いてしまっていくか。それが参考資料の2～3のパターンだと思う。右の方は「ともに支え合い」が何かということを中心にきちんと明言し、このまま残そうというパターン。参考資料の3は「ともに支え合い」というのを抜き「子どもの豊かな成長を育むまち 守口」という形にしてしまう。
- (委員) 事務局の考えとしては、「ともに支え合い」という言葉が一番大きな意味を持っているのではないかと。
- (事務局) この子育ての分野に限らず、市政全般において、市民、それと事業者、また各種団体、NPOといった多様な主体の方々と一緒に、事業を推進することによって本当の意味で納得できる、きめの細かいまちづくりができるという考え方

が根底にある。第五次守口市総合基本計画等でも、市民協働と書かれており、横の取り組みを進めるための組織・機構が整備されているところである。そういったことからすると「支え合い」というのは、非常に意義のあるものではないかと考える。ただ、委員からの指摘もあり、また短い簡潔なスローガンも非常に響きやすい、覚えやすいということもあるので、その辺については議論いただければと思う。

(委員) 個人的には簡潔な方よいと思う。誰でも覚えやすいというメリットもある。保護者も、地域も、事業者、もちろん行政も、すべての守口に住む、また、そこで事業をする一人ひとりが、子どもの豊かな成長を育もうという観点でいくとスローガンではそこまで詳しく表現しなくてもいいと思う。その代わり、スローガンの説明文章では、守口全部「オール守口」で支えていきたいと思いますという意味合いを表現してはどうか。もしくは、「子どもが豊かな成長を」「支え合い、育むまち守口」という言い方もできるかも分からない。スペースで切れるよりも、1本でいった方がよいと思う。

(議長) 今、「ともに支え合い」の「支える」を後ろに持ってきて「子どもの豊かな成長を」とともに支え育むまち守口」という意見が出たがそれでいいか。

今日、配られた第7章の最初のページに「本計画の推進に当たっては、本市は、国や大阪府との連携はもちろん、市民、地域、関係団体や子育てに係る事業者等と連携し、それぞれの主体が子どもの最善の利益を守るという立場に立って、自らの役割を果たしながら協働による取り組みを進められるよう努めます」と書いてある。これが協働に対する市の考え方となっている。この基本理念の説明文のところに「協働」と入れてもいいと思う。今、この案でいくと、第3章の場合は、家庭とか、地域とか、事業者および行政、こういうものを、全部、消そうとしているが、消さなくもいいと思うので。今の副委員長の案に従って「子どもの豊かな成長をともに支え育むまち 守口」という形でいいと思う。あと、基本理念の文言一つ一つについて、漢字にするか、ひらがなにすることも検討事項である。その辺は事務局に任せることでよいのかどうか。

(委員) 「支える」とかの表現は入れたいと思うので、「子どもの豊かな成長を」とともに支え育むまち守口」はいい案だと思う。ただ、少し漢字が多いので「はぐくむ」をひらがなにしたり、柔らかいイメージにできるとよい。基本理念の説明文章では、「家庭、地域、事業者」が消されている文と、消されていない文があるが、市民から見たら「家庭、地域、事業者」があったほうが、力を合わせてくれるんだと、すごく力強い言葉になるのであった方がよいと思う。

(事務局) 「はぐくむ」をひらがな、柔らかいイメージでということは分かった。その後、基本理念の説明文の部分で、案の1、案の2が、支え合う主体を列挙させているが、どちらをベースに協働を入れたらよいか。その点を意見もらいたい。

(議長) 柔らかくするのであれば、基本理念は第2案でいいと思うが、皆の意見はどうか。

(事務局) 今の話をまとめさせてもらおうと「子どもの豊かな成長をともに支えはぐくむま

ち 守口」という「はぐくむ」をひらがなにし、案2の当初からあった部分を若干修正し、再度、出させてもらうという形でよいか。

(委員) 「家庭、地域、事業者」について、家庭、地域は分かる。事業者と言われたときにどう捉えるか。事業者については、例えば幼稚園、保育所ということか。事業者という表現はものすごく幅が広い。すべてを網羅しようと思って事業者という言葉を使っているのか。

(事務局) もちろん、教育・保育に携ってもらう事業者も意味しているし、ワーク・ライフ・バランスの視点からすると一般の企業、労働者の雇用主も含んでいる。子育てのためには、わが社ではこういうことができるというような社会をつくっていきたいと考えている。

(委員) 子ども・子育て支援の中核にあるのは、幼児教育施設、保育教育施設、学校などである。そういったことから、学校、幼稚園、保育所、そういった教育施設は文章で前出しして「ならびに事業者」にすることができるかどうか。それらが中核になって、行政が力を合わせてやっていこうという表現がよいのではないか。

(事務局) 教育・保育に携る事業者、学校など、その辺を前出しするということか。

(委員) そうである。

(事務局) そういう方向で修正を考えさせていただく。ただ、事業者としたのは、ここが情緒的な文章のため、あまり専門的な堅い言葉を並べたくなかったというのがある。学校とか幼稚園とか保育所という言葉はどういうふうに並べるか検討する。

(委員) 教育・保育という括りでもいいかもしれない。

(事務局) わかった。

(議長) 先ほど「オール守口」という表現についての発言があったが、そういう言葉とは一つだけぽんと放り込めば意外とインパクトがあると思うので、その辺を含めて、少しこの文言を変えてもらえればと思う。

(事務局) 委員の意見をできるだけ盛り込み、温かい守口というようなイメージの文章を再構成させてもらう。

○第4章 重点方針について

(議長) 前回会議では、重点方針の第5番目で、何故公立だけを取り立てて書くのか、公立という表現を残してもいいのではないかと、などの議論があったが、これに対して何か意見はあるか。

(委員) これから、公立も民間も認定こども園に向かっていくと思う。その中で「公立施設が」と表現するのはいかがかと思う。認定こども園のこれからの5年間ということで認定こども園に対する取組みをここで盛り込んでもらったらいいかと思う。その事業者としての市であるとか、民の幼稚園が母体であるとか、保育園が母体であるかということで、特性・特色を盛り込んでもらったらいいかではないかと思う。市が事業者である施設の特性として、こういうことがで

きますみたいなものだったらいいかもしれない。公立とか、私立とまったくくりでなく、認定こども園への移行を国が目指しているので、そういう視点で捉えていただきたいと思う。

(委員) この表現に守口市の覚悟を感じる。運営母体は公も民もあって、「効率的な運営が可能になるように施設数の集約化を図りつつ」と踏み込んで書くということは、本当に施設の集約化を図るということが大前提にある。その上でセーフティーネットの話になっているのではないかと思う。

(事務局) 公立施設の集約化については、子ども・子育て会議でも何度か話はさせてもらった。この会議では「何カ所」とか「いつまでに」ということまで検討しないが、将来守口市の公立施設はこうなっていくということを示している。その中で、減る一方ではなく、機能の評価もしていかなければならない部分があるということを、しっかり市民に周知をする必要があると考えている。私立の事業者は、保育所であっても、幼稚園であっても、非常に高度な特色のある教育・保育をしている。その辺については、民間も公共性を高くなっているということから、行政が支援するのは当然だと思う。子育てに関して言えば、公立も私立も公共性があり、ともに質を高めていくために、必要な施策を進めていくことで書かせてもらった。少子化、あるいは施設の老朽化から公立施設はこれまでどおりにはいかない事情がある。また、小学校につなぐ集団教育、ということを見ると、この規模でいいのかという問題もある。効率化とは全然関係ない部分でも公立施設の在り方については検討をしていかなければならないこともある。その辺からこういった表現をとっている。

(議長) 一つは、最終的に市長が出す文章であることを考えると、市はどうすべきだという思い、表現は必ず出てくると思う。もう一つは、認定こども園についての記載が全くないという問題がある。こども園化については重点方針の中には入っているが、推進するかどうかは書いていない。守口市として認定こども園をどう位置づけるかについては、教育・保育を受ける機会を確保するということと並列でしかない。こども園、幼稚園、保育所において全部でやるという一般的な表現でしかない。こども園に対してどういう考え方を持っているかを明確に記載してほしい。市として推進をするのか、各事業者、民間事業所に任せ、幼稚園の場合でも保育園の場合でもいいという形を取るのかは、不明確な点があり、その辺をどうするか。それから、公立に対する記載があるので、民間のことの一文をここに入れるかどうか。それでバランスを取るか、そういう意見もあると思う。

(事務局) 前後するかもしれないが、公立については、重点方針の次のところ、施策目標のところ、認定こども園への移行を促進する趣旨の文言を入れている。例えば「子育てと仕事の両立支援」の5ページのところでは「公立保育所にあるのは、公立施設としての責任と役割を明確化し施設数の集約化を行いながら認定こども園への移行を進めます」というような書きぶりをしている。4ページの①の「子どもの豊かな成長支援」というところがあるが、その①の上から5

行目のところに「公立幼稚園については、望ましい教育環境で、生涯にわたる学習の基礎を培うという観点から、現在の規模を見直すとともに認定こども園への移行を進めます」ということで書いている。民間事業者では、認定こども園が本当にいいのかという議論は当然あると思うが、民間事業者の判断であるいは市の支援をもって、移行していただきたいと思う。その辺については、子ども・子育て支援法の中で、この計画でどうしても置いておかなければならない規定というのがあり、その部分を、今回、第6章の最後に置かせてもらっている。第6章の最後の18ページ、4の「教育・保育の一体的な提供と推進に対する体制の確保」というところで（1）で「認定こども園への移行促進」と書いている。ここは、公立とか私立という違いを設けていない。その次に（2）として「円滑な移行のために必要な支援、あるいは国や大阪府による財政支援が講じられる場合にはその活用を図る」というところで、全体としては認定こども園を推進していく文言が何カ所かには置いてあるような状態である。

（委員） 重点方針に認定こども園を入れてほしい。認定こども園の推進が言われるのは、一つは教育の機会均等という点。それから、もう一つは、監督権限が市町村になる、市町村管轄になるということ。それによって、市で乳幼児全体を把握できるのが大きな目的だと思う。そういう中で27年4月から民間の保育所も認定こども園に移行していく。守口市の私立幼稚園も2園移行していこうとしている。しかしながら、現時点では保育料さえ決まっていない。そういうことに対して、利用者の負担補助の均等、それから事業者に対して、公も民も公平な補助をお願いしたいし、そういうことを盛り込んでいただきたい。今、同じ保育所に行っている人と、認定こども園で国価格というのと、市町村が単費で出している補助がある。それが違うと、同じ2号でも、認定こども園へ行くのと、保育所の方の認定こども園へ行くのでは、同じ所得であっても単価が変わってきたりする。なので、利用者の負担補助が均等になるような施策を取ってほしいと思う。「支援します。支援します」だけではなく、利用者は同じ待遇、事業主も同じ待遇であること盛り込んでほしい。「1号だから受けられない」、「1号だから給食はない」ということは言いにくいことを考えてほしい。

（事務局） 新制度のもと、認定こども園に移行するにあたって、利用者負担が増えることを懸念していることはよく分かる。しかし、制度的な詰めは、国や大阪府も含めて、まだ行われていないという状況である。現時点でまず決まっていることをいうと、2号認定のお子さんは、保育所に行こうが、認定こども園に行こうが、あるいは小規模型の小さい保育所に行こうが、利用者負担は変わらない。要は、何が変わるのかというと、公定価格といって、その子どもをその施設で見るのに1月あたりいくら掛かるという国の見積もりがあるのだが、その見積額は施設の種類によって変わる。ただし、利用者負担は3号認定の子どもだったところに行っても同じで、そういった意味では公平性は担保される。ただ負担の上限額をどの程度に抑えるかという話はこれから詰めていかないといけないが、施設によって利用者負担が変わるというのは基本的にはない。ごくごく

まれに、保育所で幼稚園教育を受けるとか、幼稚園で保育を受けなければならない状況が生じたときに、特別利用保育とか特例利用保育があるが、その場合であっても、公定価格が変わるだけで本人負担は変わらないことになる。

(委員) どの施設を選んでも同じ利用者負担は同じということによいか。2号も一緒ということか。

(事務局) 3号、2号は年齢が違うことから、そこは単価が異なる。要は、同じというのは、私立に行っても、公立に行っても、同じ応能負担というルールがあるということで、例えば2歳の子が小規模保育事業所に行っているが、たまたま空きがあったので保育所に移った。そういった場合に値段が変わるといったら、変わらないということである。だから例えば3号に設定されている認定こども園があれば、そこに行ってもお金は変わらないということである。

(委員) 2号の説明をしてほしい。

(事務局) 2号についても同様。例えば、幼稚園の人が認定こども園に移行し、本来の1号定員と2号定員を持つことになる。保育所に行っていた人が仕事を辞めたとか、そういう関係で1号に入る場合は、これは2号から1号なので条件が変わるが2号同士で移ってくる場合にはお金は変わらない、本人の負担は変わらないということである。

(委員) 1号に対する考え方を教えてほしい。

(事務局) 1号に対する考え方というと公費負担のことか。

(委員) そうである。それと保育園も認定こども園になるので、これから1号を受け入れると思う。利用料金は、公立が1万1,000円で、民は2万5,700円ということか、その施設によって違うとは思うのだが。

(議長) 重点方針のところに守口市としてこども園化を推進していき、そこで官民ともに公平、公正な支援をしていくか、それで負担なども含めて公平化していくかどうか。要するに国は推進するとしているが、守口市はどうするのか。ただ事業主に任せるのか、守口市として推進していくのか。守口市が民間に対してどういった支援をしていくのかという問題が出てくる。その辺はある意味でものすごく高度で、守口市として腹をくくる必要があるので、最終的には市長判断になると思う。計画書は市長が最終的に出すものなので、市長の判断になると思うが、その辺の検討をお願いしたい。

(事務局) 新制度の趣旨を踏まえ、市としても、認定こども園というものがやはり子どもたちに平等に教育、保育の機会を与える、また親の収入に関わらず機会を与えるという、機会を提供するというような大きい趣旨がある。また認定こども園化され施設型給付になると、保育料についても一律の料金形態になる。それとまた公費の投入についても、国2分の1、府、市、4分の1ずつという形で、今までは私立幼稚園にあっては私学助成という形があるので、保育については施設の運営費という形でおのおの分かれていたわけだが、それが1本化されるということで、子どもたちに公費の投入という部分でも明確化、また公平化が図られるというところがある。我々市としては国の推奨している認定こども園

化、そういったものについてはやはり推進していく立場で進めていきたいと考えている。そういった部分も含めて、もう一度踏まえて検討させていただこうと思う。

(議長) それでよろしいか。

(委員) はい。

(委員) 重点方針①「義務教育を通じた切れ目のない子育て」については、この会議において中学までぜひ入れてほしいという意見があり、そのようになっていると思うが、重点方針②以降は0～2歳児、3～5歳児、就学前という形で一気に低年齢になる。④⑤については、④が質の高い教育を民間、公共ともに頑張りますということを書いた上で、さらに⑤で「公共施設にあっては」となっているが、ここは認定こども園の推進をしっかりとやっていくということを言いたいのだと思うが、⑤にくると、なんの公共施設なのかが分かりにくい。ここで義務教育期間というと小学校とか中学校とか、その辺のイメージも持ったままここまで読んでいるので、これが「施設の集約を図りつつ」とあると、やっぱり減っていくのかというイメージにもなってしまうので、ここでの表現は認定こども園のことである、ということが分かりやすいようにしてほしいと思う。その認定こども園のことも来年の4月から始まるとみな思っているが、料金は変わるものだと思う。まだ料金体系が決まってないとかいうことは分かるが、何が決まってなくて、何が決まっているのかという経過を、どうやって知らせてもらえるのかを説明してもらわないと、みんなが不安がっている。

(議長) 今の時点でということか。

(委員) 今の時点でのことで一度周知してもらえたらと思う。その結果、選びやすくなったり、安心したりするのではないかなと思う。

(議長) それはこれとは別の問題ですよ。今は「公共施設」という表現をどうするかということで、説明のことにしましては別で検討していただきたい。

○第4章 重点方針以外について

(議長) 重点方針以外のところで第4章に関して何かあるか。

(委員) 4章の全部で1点だけ、4ページのところ。新たに下線が引かれているところがある。「臨床心理士等による高い専門性を確保した体制の整備を図る」とあるが、どのような体制なのか分からない。相談体制なのか支援体制なのか。臨床心理士等、高い専門性を確保した何の体制を想定しているのか。

(事務局) まずは相談体制、支援体制を分けられるかということだが、特に配慮を必要とする子どもについて、要は専門的な知識を持った人が関わって、相談であるとかあるいは判定であるとか、あるいはこういった保育をしていくのがいいのかといった助言、アドバイスを含め、総合的な支援体制の中にこういった専門性等を確保したいということである。

(委員) そうしたら総合的な支援体制という言葉で表現してはどうか。せっかく臨床心理士という言葉を入れているのでその方が分かりやすい。例えば、相談支援体

制でもいいと思うし、総合的な支援体制でもいいと思う。

(委員) その体制とか関係機関との連携とかいう表現がたくさん出ているが、市民が見ると、自分の子が他の子と違うと感じた場合はどこへ行ったらいいのわからないと思う。親が関係機関につながれるというところが一番大きいのではないかなと思うし、本当に関係機関ばかりが連携していても、実際はお子さん、子どもことなので、その保護者などが行ける、ここでこういうことをやっているという周知だとかが進めば、守口市が住みやすいまちになるのではないかな。開かれた行政でないといけないと思う。だからそういうことに対する文言があればよいと思う。それに加えて支援体制があればいいなと思う。

(議長) 子育てコンシェルジュが、今後法正化すると思う。老人福祉では、地域センターという最初の入り口が明確化されているのに対し、子育て全般に関して明確にされていない。要するに窓口がどこなのか、市民から見たときに分からない。そういったことに対応するため、利用者支援事業が整備されると思う。それから、もう一つはこの4章のところで、広報活動に関して、広報とか周知徹底に対してどういうふうにやっていくのかということがそんなに書かれていない。7章に書くのかもしれないが、そのあたりをどう考えているのか。

(委員) 関係機関はどこだとかについては、守口市の教育施設のマップで対応していると思う。しかし、そこに書かれていないものもある。例えば虐待に対してどこに連絡したらいいとか、いろいろな子育ての相談を受けてくれるような施設もわからない。そういうものが一覧となって見られるようなものがあつたらよいと思う。ただこの計画のどこに掲載するのかとなると、資料編になるのではないかな。第4章に掲載するのは不釣り合いなところがあると思うし、計画書以外にリーフレットか何かで対応するというのもあると思う。

(議長) 利用マップのようなものを第4章に入れるのは私も適切でないと思う。例えば第5章の資料を見てもらうと、事業の担当部署が書いてある。事業に対する担当はそれぞれあるが、要するに最初窓口は1本の方がいい。一般の主婦の方が計画の第5章を見て、担当部署へ連絡するのは非常に難しいと思う。

(委員) そういうたくさんのサービスが出てきているので、利用者支援事業というものを新規にして、ここを窓口にしていくということでよいか。

(事務局) ご指摘の通りである。第5章の14ページの方にすべての子育て家庭への支援という推進項目がある。その事業番号を見ると66番が利用者支援事業である。ここは担当課が検討中となっているが、これは現時点で検討中で最終的には担当部署を入れるが、その利用者支援事業についても窓口を明示して、そこで案内をするという体制を考える。虐待に関する相談窓口、子育てに関する相談窓口の情報は、できる限りの情報を集めて、相談先やそれぞれの開所時間、電話番号等を資料編のあたりでの掲載を検討していきたい。

(委員) 利用者支援事業で、それをコーディネートする立場の人が電話で受けてというのがすごく重要である。あと、働いている親は電話を掛けようと思ったら、時間帯にも配慮してほしい。そんな遅くまででなくてもいいが20時ぐらいまでの

対応ができればよいと思う。そういった情報を電話番号と一緒に広報で掲載すればよいと思う。そのあたりしっかり検討をお願いしたい。実際問題、勤務時間等の問題もあると思うが、保護者はそういうこと望んでいると思う。

(議長) その辺を踏まえて、施策目標で情報とか、窓口とかをどういうふうにやっていくかということを入れてもらいたい。14 ページのここにありますと言われても、恐らくそこまでたどり着かないと思う。

(委員) 一覧のマップとかの感じで、カラー刷りでちょっとしっかりしたがあればいい。冷蔵庫にペタッとはるものでもいいし、そういうものがあれば一番いいのかなと思う。

(議長) 「目標としてそういうものを作ります」でもよい。そういうことをしていただくで非常に分かりやすいと思う。

(委員) 子どもの医療機関やごみ収集に関しては簡潔にまとめたリーフレットみたいなものがある。そういう形で、永久保存版のようなリーフレットを単体で作って、学校や幼稚園などから配布したり、市報に載せるなどしたらどうか。計画書に掲載しても埋もれてしまうだけの様な気がする。

(議長) 計画書にも入れる。その上で、それが単体でも配布できるような媒体として作り上げるという方向がよいのではないか。ホームページも見やすくしてもらいたい。

(議長) 広報活動とか窓口の問題とか、そういうものに関しては、目標とか施策目標とかそういうところで対応するのかどうか。

(事務局) 施策目標のところ、窓口、情報提供体制についての何らかを表記してほしいとの意見なので対応していきたい。

○第4章 選択肢の拡大について

(委員) 3 ページの待機児童の解消のところだが、先ほどお願いしたように認定こども園制度の改善というところは、何からの改善なのかということをお願いする。それとその下に、『これら新たな制度を最大限に活用し』というところで、『子ども・保護者の選択肢を拡大する視点』、この選択肢を拡大するということは、どんな選択肢なのか。

(事務局) 選択肢というのは、例えば今までだと就労している家庭は保育所しか利用できないが、認定こども園ができると、認定こども園も選択肢の一つになり、幼児教育が受けられることになる。私立の保育所でも十分高度な教育をしているので利用者がどこを選ぶのかは自由である。小規模にしてもそうで、いろいろな選択肢が用意できる。

(委員) 利用者がいろいろな施設を親が選べるということか。

(事務局) そうである。

(委員) 待機児童の問題も、選べるというところで行政の方で考えていってもらえればと思う。

(委員) 認定こども園になっても基本的に保育、幼児教育施設というものは校区がない。

だから自由に選べると思う。そこで保護者がどこを選ぶかということが問題になってくるのかもしれないが、それも致し方ないことなのかもしれない。

○第4章 ワーク・ライフ・バランスについて

(委員) ワーク・ライフ・バランスだが、『就労を希望する保護者が』という表現があるが、ここでいう保護者は、これから働きたいと考えている保護者なのか。『が子どもと過ごす時間を確保しながら無理なく仕事を続ける』という表現をみると、「就労を希望する保護者が仕事を続ける」ということにつながりにくい。『ワーク・ライフ・バランスの実現という視点に立った取り組みを推進します』ということは、この会社は仕事を続けながら、子育てしながら仕事をできるよというようなアナウンスをしてくれるということなのか。これはどういうことなのか。

(事務局) 就労を希望する保護者というのはまだ就労していないという意味ではなく、引き続き就労したい、就労を続けたいという保護者のことを考えていたのだが、指摘のように誤解を生む可能性があるので、ここは引き続き就労し続けたいとか、何かそういう分かるように修正したい。

(議長) 最後の『取り組みを推進します』というのも、これは市が事業主にそういうふうに言うのか、市が何らかの対策を採るのか、この辺は推進しますということは具体的にはどういうことを指すのか。

(事務局) 今までやっていない事業者に対する働きかけを今後やっていこうという考えである。簡単に言うと今まで行政はなかなか事業者への働きかけができていなかった。今後は小さなことだが、事業者に通知をさせてもらうような機会をとって、啓発を進めるとか、あるいはいろいろな取組みを行っている事業者に対して顕彰を行うとか、市民に広報をしていくとか、そういういろいろな方策を採っていきたいと考えている。

(議長) よろしいか。

(委員) はい。

○第5章について

(議長) これはもともとでいくと5章というものがあつたのだが、それを5章と6章に分離した。それでもともと5章だと考えていたものが6章に移り、それで5章にこれが入ったという状態。事業として抜けている事業がないかについて議論していただきたい。文言についても検討いただきたい。すぐには難しいと思うが、掲載はこういう形でいいか。個人的には、単に担当課だけだと非常に連絡しにくいので、組織図を示して、電話番号なりを載せておいてもらおうとありがたい。

(事務局) 組織、機構については、第5章の一番最後のところで、明示をさせてもらえればと思っている。連絡先については、この計画書自体がすべての市民に行きわたるものではないことを考え、いろいろなサービスのリーフレットとかでの

対応を検討していきたい。この計画書の中だけではなくて、そういうところでも発信をしていきたいと思っている。

(委員) その方がいいと思う。ここの事業展開で担当部署を掲載するということは、行政が責任を持って行うということだと思う。一方では市民の目線からすると、これよりも子育てに関するQ&A集や教育施設の一覧、相談窓口の連絡先などがあるというのがよいと思う。Q&Aに対しての解決策を示す方法をとるのがよいと思う。

(委員) 幼児のことをいっているのか、小学生のことをいっているのか、事業の対象年齢がわからない。「この章は幼児について書かれています」、「この章はまた混合になっています」とかの説明があればよいと思う。

(議長) 表の中に対象年齢を入れてはどうか。

(事務局) 就学前でも0、1、2歳なのか3歳以上なのかというように、対象者がはっきりわかる掲載方法を検討したい。

(議長) リーフレットを作るときにも1号、2号、3号や年齢ごとの掲載もあれば便利だと思う。5章の掲載事業はものすごく多いと思う。

(委員) ものすごく幅が広いと思う。

(議長) これだけやっていますというアピールではないか。

(委員) 最初に計画書の見方というものがあり、第5章をパッと見たら唐突感があると思う。でもここでの待機の話はやっぱり小学生の子どもたちをメインに置いて、一番掲げたことが待機児童をゼロにしていくということが一番原点にあると思う。テーマにしても、まさにはぐくみ、支援して、ともにはぐくんでいこうということなので、ここでの会議の一番のメインというのは、やはりこれから学校に入ってくる子どもたち、それから子育てに悩む保護者への支援ということをメインでやっているのだから、あまり散漫にしてしまうと、何が何か分からなくなるという。ただどうしても計画上載せなければいけないものならば、載せざるをえないと思う。

(委員) 載せてもらいたいけど、もう少し分かりやすい方法をとってほしい。

(議長) 何かあったときにあった方が便利は便利だと思う。

○計画書のホームページ掲載について

(委員) 計画書はホームページに掲載するのか。

(事務局) 計画書本編の冊子と計画の概要版という計画をコンパクトにまとめたリーフレットみたいなものを作成予定である。概要版は少し多めの作成を予定している。それ以外に市のホームページで掲載する予定である。

○第6章 提供区域について

(議長) 基本的に数字は前回の会議で議論したとおりである。まず1ページ目に守口市における教育、保育の現状を、東部、中部エリアの3地区に設定するとある。これはどのように設定したか文章掲載がないが、この図を見たら大体分かるの

とはいえ、どうやって三つの区域を設定したかについてのその文言がないといけないと思う。

(事務局) 次回会議にて修正案を示す。

○第6章 確保の方策について

(議長) 5ページとか6ページに、『公立施設がセーフティーネットとして一定の役割を果たしていくことを想定しています』と書いてある。「想定しています」という表現は市長の言葉としてふさわしくない。

(事務局) 『公立施設がセーフティーネットとして一定の役割を果たしていく』、『果たしていきます』という断言の形の方がはっきりするということか。想定のかたちで書いた理由としては、今後の児童数であるとか、あるいは認定こども園が進んでいったときにどういった利用状況が発生するかが見えていない部分があり、こういう状況が必要になったら、当然そういうふうに行くということで、想定「果たしていきます」という表現をとっている。

(議長) あちこちに「想定します」があるのでおかしいと思う。

(事務局) 5年間の計画なので、そういう形で書かせてもらったが、市長の言葉としてふさわしい表現を検討したい。

(委員) 認定こども園に移る幼稚園も0歳から受けられると思うが、それは入っていないのか。

(事務局) もちろん私立で対応いただけるものならばお願いしたい。ただここに書いてるのは、セーフティーネットとして一定の役割ということで、私立幼稚園が認定こども園に移行し、それで0、1、2歳の定員を設定し、3号定員を設定されるところがどんどん増えていけばよいと思う。ただ行き場所がなくなったときに、その部分はどうするのかというところについては、市が責任をもつべきと考えているので、そういった意味でセーフティーネットとしての機能は堅持していかなければならないと考えている。

(委員) 幼稚園の運営にしても、かなりフリー職員を抱えている幼稚園があったりだとか。個人的な意見としては、4月年度当初はすごく人手が要るが、年度終わりぐらいになると子どもたちも落ち着いてきて、そうしたときにフリー職員が産休明けの方に回ったりだとか、それは運営の仕方でいろいろあると思う。だから必ずしも公立がセーフティーネットという、決めつけて書かれると本当にもう幼稚園には行けないのかという誤解が生じると思う。その辺は微妙なところなので、配慮いただけたらと思う。計画書は市民が見るということを考えてほしい。

(事務局) 公立施設ということで、最終的にはセーフティーネットという部分もある。民間においても、認定こども園になって、待機児童解消のために助力いただくということは、われわれとしても望むところ。それを否定するものではないが、公立の持ち味として一定ラインを決めさせてもらったところである。

(委員) 受け皿としてとかの表現ではどうか。

- (委員) 捉え方として、セーフティーネットというのは本当に最後の最後の話。例えば女性の方が働いていて、10月に育休明けしたと。そのときに、公私関係なく施設を紹介する。広い選択肢から保護者は選択する。ただ、どうしても入れないというときに、公立が柔軟な対応ができるということによいか。
- (議長) 極論を言えば、公立は毎月受け入れるということによいか。
- (事務局) 「毎月受け入れる」とはなかなか言いづらいところではあるが、極力そのような体制が確保できるように、公立としての持ち味を生かしていきたい。
- (委員) そうしたら先ほどの保護者の選択肢の多様化と少しそぐわない面がある。
- (議長) 選択としては最初、民間も公立もあるが、民間の場合は学年途中で入ることが可能であればいいが、なかなか難しいという現状にある。また、地理的な条件でそういう民間が利用できないとかいろいろあると思う。だからそういう状態だったら公立がする、公立は最後の支えだと。文言としてこれが正しいかどうかという問題はあると思うが、こういうことによいのではないか。
- (委員) そこをうまく表現してもらいたい。
- (議長) 表現方法をもう一度検討してほしい。
- (委員) 1番は待機児童をゼロにしようと。一番困るのは保護者。だから保護者がどこに頼んでもどこも入ることができない。そのときどうするのだという話で、そのことを計画に何か書きこんでいかないと、行政側として動けない。毎月入れるような体制にしても、計画に書きこまないと対応できないので、書きこんでおいたほうがいいと思う。
- (事務局) 恐らく一つのことをいろいろな角度でみた、今、議論だと思う。われわれも今聞いていて、そんなことないかという思いもないし、私立の方でしっかりやってもらっている。あるいは保護者も私立を選択することは望むところである。ただ待機児童が問題として残る。これはやっぱり絶対避けたいとわれわれは思っている。そのときにそれでは最後はどうするのだというときに、公立施設がセーフティーネットとしての役割を果たすということを表現させてもらった。だから、もしこれが、ある意味私立の事業者よりも公立を優先して0、1、2歳を取るみたいな表現に誤解されるようなら、修正していきたいとは思っている。
- (委員) 私立とか民間の幼稚園、保育所にしても、柔軟な体制が取れるとすれば、それはそれでいい。その差を付けるものではない。
- (委員) 5ページにも6ページにもこう書かれてしまうとちょっと問題があると思う。
- (委員) でも、何か入れとかなないと結局待機児童はなくなる。
- (事務局) セーフティーネットとしての役割は最低限の記述だと思っていたのだが、もし私立の方でそれが可能なのであれば、産休明け保育の対応など、認定こども園化も含めて可能なのであるという現状があれば、ここまで書きこむ必要もなかった。実際には幼稚園でも、例えば0、1、2歳を見ようと思うと調理施設は自前調理が要るとか、いろいろな施設整備が要るとかということがあるので、その辺も含めての記述と理解してもらいたい。
- (委員) まだ、認定こども園は始まっていないし、その中で最後は公立が受ける、とい

うのはちょっとどうかと思う。この何年間かけて、どういうふうに守口市で子どもたちを豊かに育てていくかということをみんなが協力してともに支え合わないといけないところである。民の方は調理施設も大変だろう、これも大変だろうって言われるのはどうかと思う。そこを市としてどういうふうに支えていってあげようというところで、待機児童の面に関しても、取り組んでいっていただかないと、本当に何かあるたびに民へこれ、というのはやっぱり運営費の問題があると思う。行政を通じて、市が事業者である公立と、それから民の社福、それから学法からの事業主で、これから考えてやっていかないといけない部分ではないだろうかと思う。

(委員) セーフティーネットという言葉が市民はあまりピンとこないのだが、これはそういう、今いわれた意味として捉えられる言葉なのか。

(委員) よく使う言葉ということは確かである。ただセーフティーネットは基本的には万が一の場合のこと。

(議長) 福祉の場合によく使う。

(委員) 万が一の場合と書いていただいたらいい。

(委員) ただ言葉が万が一だとすごく捉え方によってはきつく聞こえる。

(議長) 確保の内容として、ここで待機児童をゼロにするということをきちんと書いた方がいいと思うのだが。そのために官民協力してやりますよという、それだけでもいいと思うのだが。

(委員) その方がいい。

(委員) 本当にゼロにするときに、現状で、もちろん公と民がしっかり話し合っていくことが大切。現状で育休明けなど途中入所が発生したら受け入れることができるのかということが一番心配。実際に待機児童が発生している。

(委員) 守口中央保育園においては、4月に入った。もう中途で入ることができない。

(委員) 少子化になっていくときのことも考えておかないといけない。

(委員) それはそう。そこは効率的、ここの前の段階でまさに効率的な運営のあり方を検討していこうということが書かれていると思う。子どもは減っていくので、問題なのは子どもが減って、待機児童が減っているかではなく、待機児童が依然としてあるという現状。

(委員) 待機児童は、どこから転入してきた場合は別だが、守口市で母子手帳を頂いてするときには、もう4月の時点で生まれているか、本当にもう生まれていないというのは2月、3月生まれの子しか分からないので、もう実在はする。そういう面で官民協力して。

(委員) この校区はここに入ると言ってくれたらいいが、親がそこで選ことでまたばらつく。それなら前もって、もうこれからこの人はここに来るからといって枠を作れる。でもその親は自分で選ぶから、どこに行くか分からない。枠を作って人を入れた方がいいが、それが不可能になる場合が出てきて、効率的ではなくなってしまう。一番はその問題をどうするか。待機児童は何名だったか。

(事務局) 260名。

- (委員) 260名の保護者はどこへ入れていいか分からないと言って、入る場所がないと悩んでいる現状があるから、これをどうしていくかという。
- (委員) それを考えたらいいと思う。途中入所を考えて、「4月、5月、6月はいれないから、4月の時点で入れないと」という状況である。
- (委員) 難しい。
- (委員) 子どもの成長からしたら、親の元でいるのが一番いいと思う。
- (委員) 親の元でいるのが一番いいのだが、家庭の考え方とか、お仕事、就労状況によってはそれがまた難しいという話になってくる。
- (委員) いきなり10月に入りたいとかになると、それは大変だと思うが、もう4月の時点であらかじめここに入れたいと思う親は、やはり頭の中に入れていると思う。生まれたときから、仕事があるからということは意識していると思う。そういうところをやはりこれから啓発していったり、民も力を合わせていけたらいいなと思う。
- (委員) もちろんそう。一番は親御さんが、もちろん大企業でちゃんと守られていたら、ここまでとはっきり分かって、育休明けはここになると。反対に会社によっては様々なところがあって、「もうすぐ出てきてくれ」と言われて、泣く泣く出ていかなければいけないという状況もあり得るかもしれないし、人それぞれのパターンについて、だから基本的には今言われたとおり、早く情報を把握することというのはいいこと。「いつごろ入所予定ですか」と前もって聞いていて、その事前準備を民間と公が両方とも協力して、考えていくという形をとっていく。でも、そうじゃない親の場合は、それはそれで考えてあげないと、親が親の…
- (委員) リスクは必ずある。もう滞納というリスクもものすごくある。そこはやはり市の行政の方と力を合わせてやっていくしかない。どうしても「できません」って言ったら「ごめんなさい」って言うてお願いする。
- (委員) 今理解したところで、重点方針の5番目とかぶるのだと思うが、守口市として今もうはっきり決めているのは、施設数は集約すると、これは決めていてここに載せている。でも今の話で、待機児をどう解消するかについて、守口市としてはその責任は市があるから、最終的には受けると考えているけど、それは民間は合意していない話だから、まだ議論の最中なので、それをここに載せてほしくない、載せるべきではないということか。
- (委員) 勘違いされるのであれば、載せてほしくないという…。
- (委員) 待機児童をゼロにするというために官民で今後も協議して、その方法、内容については今後決めていくのだという、そういうことを入れれば、大丈夫なのではないか。だから、やっぱりここで、公立でなければ提供困難なサービスを含めてセーフティーネット、確かに言い切ってしまうと、その方向にいつてしまうけれども、方法としてはお金をそこにではなく、もう少し例えば民間も含めて使う方法があるとかいうことも検討した上で決定していかないと、ということ。だから待機児童数をゼロにするということで、私もすごくそれが、現状、ここから出発という5年間ということでは、いいのではないかなと聞いていて

思う。

(委員) この文面だけだったら、『産休、育休明けの保育などへの対応には、公立が』と言ったら、民間は何もしていないように聞こえる。

(事務局) 聞こえてしまうと思う。

(委員) ここは変えた方がいい。

(委員) やっぱり、では民間はしないのか、ということになってしまうので、この文面は変えていただいた方がいい。

(委員) 基本的には空いているところは親に全部紹介しないといけない。公立ですよ、では、いけない。親が来られました。お近くにはこういう、ここと、ここと、ここにありますよ。で、必ず例えば保育所、私立も公立も、毎月空き状態を確認するような、そういうやり取りをして、それで紹介していくと。どこももうなくなってしまったときのことをやっぱり考えて、なにか考えておいてあげないといけないと思う。

(委員) 保育所ではきょうだいの預かりはどうなっているのか。6年もあると3～4、3人子どもがいた場合に、2人目が待機児童だったら公立に入れて、上の子は民間で、また3番目が違うところへとになってしまう。

(委員) きょうだいは優先的と言ったらおかしいが、大体同じところに入れてもらうようにはしている。ただどもどうしても入れないといったときは、あまり遠くない場所で対応できるようにしている。

(委員) きっと相談にくる。

(委員) 素朴な疑問だが、3ページの確保の内容の中で、『東部エリアと中部エリアの確保量不足は南部エリアの私立の幼稚園によって確保され、市全体としては十分な確保量が見込まれます』と書いてあるが、東部エリアの人が南部エリアにはとても行けないと思うが、これはどういうことなのか。

(委員) 1号認定の場合は、幼稚園、私立の幼稚園はバスが回っているので、東部にも南部にも、どこへでも行ける。

(委員) そういうことか。

(委員) 認定こども園になってバスをそれぞれが出すという話になったら、バスの問題は今後確実に出てくる。

(議長) 全体として、待機児童をゼロにするという強調がないがどうするか。

(事務局) 待機児童解消については、章を戻って恐縮だが、第4章の重点方針のところに太文字で待機児童の解消と書いている。その他、施策目標のところでも待機児童の解消ということが、繰り返してある。

(議長) 市長が前文を書く際に、できれば待機児童ゼロということを入れるように、市長にお願いできるか。

(事務局) 伝えておく。

○第6章 用語の確認

- (委員) この公共施設というところだが、後半の8ページになると放課後児童ということで、『全市立小学校で引き続き実施し』という具体的に分かるのだが、この公立施設というのがイメージがわきにくい。
- (事務局) 公立施設ということで、基本的には認定こども園化したときにいろいろな事業をやっていきたいということがあり、認定こども園を待つのか、あるいは幼稚園、公立幼稚園、あるいは公立保育所の段階でもするのかということがいろいろある。ニーズからいうと、ここの5ページのところの0歳児に関しては認定こども園の保育所部分かもしくは保育所ということになる。次の6ページのところもそうだが、ここは1～2歳児なので、どちらも幼稚園ではなくて保育所か、もしくは認定こども園の保育所機能ということを想定している。それを書くかどうかなのだが。
- (議長) そうしたらこの5ページ、6ページのところの公共施設がどうか、こういうところを考えてもらおう。

○第7章について

- (議長) 文面としてはこれで、要はあたりさわりのないところなので、どうしても具体性がないといえないのだが。
- (委員) 2の広報、啓発のところについて、事務局に検討してもらったと思うが、広報誌、市のホームページ等と言ってしまう場合が多いが、ここだけで終わってしまう。こういう新制度について、守口市はこうやって子育て支援制度を考えている、計画を作っているということをもう一言いれてはどうか。例えば子育て支援センターや保育所とか幼稚園とかそういうところにもリーフレットを置いていくようなことを、上手に書きこんでもらったらよいと思う。できるだけ多くの親に発信することが大事だと思う。
- (委員) 0歳から2号、3号、3号の子どもはいいと思うが、われわれが4号を呼んでいる在宅の子どもは保護者が一番伝わりにくい。これから認定こども園に向けていったときに、先ほども言ったように市がまとまって乳幼児の管理、監督できるという面で、そういうお子さんに対しては、例えば郵送するなどして、施設に入っているお子さんに関しては園から配布するとかいうふうにすれば、かなりな数で網羅できるのではないかなと思う。郵送は子どもの名前で来るとうれしいだろうから、子どもの名前がよいと思う。
- (議長) いろいろな工夫がさらに必要ということで、どうしてもここを具体的にどれだけ書くかということは非常に難しいと思う。だからその辺を踏まえて、もう少しだけ書きこんでいただいた方がいいのかなと思ったりもする。
- (委員) 書きこむことで、それをしなければいけなくなる。だからやりやすい。お金も取りやすい。
- (委員) 先ほど言ったように、2号、3号はすごく市から支援が出るが、4号というか0から就園前の家庭におられるお子さんも同じように手厚い支援というか、はぐく

みをしていただけたらうれしい。

(事務局) いわゆる0、1、2で保育ニーズのないお子さんというのは、在宅になり、情報から遠いところにいるのかなということは思う。その辺も含めて、すべての子育て家庭への支援ということで、項目も起こすが、今の指摘も踏まえ、情報がいきわたるように、今後、ここにあるような効果的な方法を考えていきたいと思う。リーフレット等を置く場所の書き込みということなので、具体的な場所を書かなくても、その辺は書き込みができないか、検討させてもらう。

(委員) 書き込むことで、事務局としてもその分予算を取れると思うのでお願いしたい。

(3) その他

○今後のスケジュールについて

(議長) 11月に委員会を開催し、その後パブリックコメントを掛ける。パブリックコメントは市長が掛けることになるので、その前に一度答申しないといけないと思う。市長に答申するために、1度会議を設けるか、会議は開かず答申はセレモニーとして実施するかのどちらかになると思う。どちらにしても委員のみなさんには集まってもらわないといけない。それ以外に、市長との話し合いの場を1回は持ちたいと思う。話し合いをパブリックコメントを出す前にやるのか、出した後にやるのかという問題もある。その辺を含めて事務局から今後の予定について、何か意見を言ってもらいたい。

(事務局) 委員から市長との会合を開いてほしいとの意見があったので、それを踏まえてスケジュールを組みたい。11月12日に次回会議を開きたいと考えている。次回会議においては今回会議で出た意見をすべて反映させた素案を提出したい。その後、また若干の修正があるかも分からないが、その修正に関しては会長と副会長、事務局一任という形をとらせていただきたい。そうやってパブリックコメント用に素案を確定し、パブリックコメントを実施する予定である。先ほど説明したが、11月の末か12月の頭ぐらいに会長、副会長、もしくは来てもらえる人に全て来てもらい、市長の前で資料を答申させてもらう形をとりたいと考えている。この会は継続されるので、この答申が終わったからといって市長との会合ができないわけでもないなので、先ほど説明した3年後に計画を修正するときにも、そういった話があったということも、盛り込むこともできる。この会議の役割は計画書を作るだけではない。この会の議事録もすべて公表しているので、そういったものも含めて市民に公表していきたいと考えている。まず答申が終わり、12月中にパブリックコメントを実施し、その結果を取りまとめた上で1月末ぐらいに次回、次々回会議を実施する予定である。3月の会議では認可定員を検討する予定であるので、市長の都合が合えば、そのときにも会合は開けると思う。

(議長) この会議は本年度中では残り3回ということか。

(事務局) そうである。

○こども園化にむけた認可作業について

(議長) こども園化に向けての認定作業というのがあるのか。

(事務局) 認定こども園に関しては、大阪府が認可をして、市が確認をするということになる。そのときに事業者の各区分の定員設定がある。その定員設定について、この会議での意見を伺うという手続きが残っている。その手続きについては、先ほど説明したとおり3月ぐらいの実施を予定している。

(議長) 3月で間に合うのか。

(委員) 3月は遅い。

(事務局) 大阪府の説明を聞く限り、それぞれの施設の中で決定した定員を会議にて最終承認いただくかたちになると想定している。

(委員) 事業者は5月ぐらいから次年度のことを考えて動いている。それまでに決めないといけない。施設改修等もあるので、28年度から移行しようと思ったらもっと早くに動かないといけないと思う。

(事務局) 27年度の利用定員を今年度末に決めさせてもらい、それをこの会議で承認していただき、守口市のそれぞれの施設の利用定員はこうなるということを決定させてもらうかたちになる。

(委員) 利用定員についての説明が漠然としている。例えば27年度の利用定員は各幼稚園、保育所ですでに決めていて、募集を掛けられている。つまり、3月に実施する利用定員の承認は、何に対する承認になるか。

(委員) 予算か。

(委員) ただ27年度といったら次の年。もう少し説明を付け加えられたらみんな分かるのではないか。

(議長) 実施時期については、1月がいいのか、3月でいいのかと検討した上で、次回会議に報告してほしい。

○みなし認定について

(委員) 保育所では、現在入園している子どもについては、一応27年度からこども園に移行ということで進めている。27年度からこども園に移れば、現在入園している子どもはみなし認定されるので、2号、3号になる。でも27年度から入園してくる子どももいる。早く決めてあげないと、27年度から入ってくる子どもの保護者は4月から働きに行けない。そういった面からも、枠を決めるのが27年度に決めるというのはいかがなものか。事業者は今の人数で受けておけばいいのか。実際に私のところの場合だったら0歳が8人。その0歳はもう何人も見学に来ている。そういう子たちはどうしたらいいのか。

(事務局) 認定こども園への移行に関しては、各事業者の意向というのがあると思う。実は市民説明会とかも実際やりかけていて、その中でも認定こども園に、保育所などについてはすべて移行される予定だと聞いている。幼稚園については一部の施設で意向があると申し上げている。国では本年度の10月半ばあたりに意向調査をもう1回実施する予定であったが、現在実施が遅れている状況である。

その意向調査の段階で、ほぼ来年度移行する園が確定する。国もそれに基づいて事業化、予算化するという事だと思う。そこに利用定員を書くことになると思うので、実質的にはそれが一つの承認をもらう材料のほうになるのかなと思う。ただ、いわゆる2号の定員を設定している、3号の定員を設定しているところは、保育所との兼ね合いがあるので、幼稚園の募集時期と若干齟齬があることもある。今の現時点ではすべてがきれいに決まっていないのが現状。次回の会議では、その辺についてもう少し分かりやすい説明ができるようにしたいと考えている。

(委員) みなし認定については、幼稚園の人も預かり保育等で、今の人数と定員との兼ね合いがどうなっていくのかというところはある。もう現にいます。それがみんなみなし認定として働いている人、2号の条件がある人はしてもらえるのか。今度入園する子どもと定員との兼ね合わせの問題もある。あと、運動場面積だとかいろいろな制約がある中で、市としてはどれだけの人数を、枠を設定するとよいと考えているのか。そういったことを市と相談したい。勝手に決めなさいと言われたらちょっと困る。

(事務局) 相談に乗らせてもらう。

(4) 閉会